

# 会長・筆頭副会長選挙規則

2024年1月31日理事会制定

(趣旨)

## 第1条

この規則は、理事会における会長・筆頭副会長（副会長のうち最上位の席次のもの。）の選定を、理事による選挙の方法により行うために必要な事項を定めるものである。

(細則への委任)

## 第2条

会長・筆頭副会長選挙に関する事項は、この規則によるほか、別に理事会が定める会長・筆頭副会長選挙細則の定めるところによる。

(選挙権及び被選挙権)

## 第3条

社員総会の決議によって理事に選任されたものは、会長・筆頭副会長選挙の選挙権ならびに被選挙権を有する。

2 役員候補者推薦委員会において理事候補者として選出された者は、会長・筆頭副会長選挙における立候補の届出及び選挙のための準備活動を行うことができる。ただし、社員総会において理事に選任されなかった場合には、遡って会長・筆頭副会長選挙における立候補としての地位を失うものとする。

(選挙の方法)

## 第4条

選挙は投票により行う。

2 投票は、代理人によって行うことができない。

(投票の方法)

第5条 会長選挙に関する投票では、会長候補者リストの中から適任者1名を選ぶ方法により行う。

2 筆頭副会長選挙に関する投票では、筆頭副会長候補者リストの中から適任者1名を選ぶ方法により行う。

3 第3条第2項ただし書きの定めにより候補者としての地位を失った者は、候補者リストに掲載せず、掲載された場合には削除して、それぞれの投票を行うものとする。

(会長・筆頭副会長選挙の実施時期)

第6条 会長・副会長選挙の実施時期は理事会が定める日程をもって行う。

(立候補等)

## 第7条

役員候補者推薦委員会において理事候補者として選出された者は、立候補届出期間内に候補者届出書を選挙管理委員会に提出して、候補者となることができる。

2 推薦届出書に必要な事項については、会長・筆頭副会長選挙細則の定めるところによる。

(選挙結果の報告と理事会での選任)

## 第8条

選挙管理委員会は、会長・筆頭副会長選挙の結果を開票後直ちに理事会に報告し、この報告を受けた理事会は、会長選挙の当選者をこの法人の代表理事として、筆頭副会長選挙の当選者を業務執行理事である副会長として、選任する。